

上尾市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 6 号

上尾市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(上尾市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の旅費に関する条例（昭和 4 9 年上尾市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 3 項」に改め、「旅行する」の次に「一般職の」を加える。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 6 条」を「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 6 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「配偶者（」の次に「職員の死亡の当時、」を加え、「、職員の死亡の当時」を削り、「を含む」を「又は職員と性別が同一である者で当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係を有していたと認められるものを含む。次条第 2 項において同じ」に改め、同号を同項第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条第 1 項第 2 号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他規則で定める場所」に改め、「離れて」の次に「旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所、居

所その他規則で定める場所を離れて」を加え、同号を同項第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 赴任 転任を命ぜられた職員の転任に伴う移転のため旧在勤官署から新在勤官署への旅行であって規則で定めるものをするをいう。
- (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。次号及び次条第2項において同じ。）における旅行をいう。
- (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号及び次条第2項において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「職員が」を「一般職の職員（以下単に「職員」という。）が」に、「出張した」を「出張し、又は赴任した」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この条及び第22条において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員の遺族
- (4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該

職員

- (5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員の遺族
- (7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は規則で定める外国旅行中に死亡した場合 当該職員

第3条第5項中「及び第3項」を「、第2項、第4項及び第5項」に、「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を削り、同条第3項中「依頼」の次に「又は要求」を、「ため」の次に「、証人、鑑定人、参考人、通訳等として」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市が費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第3条に次の1項を加える。

- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅

行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条に次の1項を加える。

6 前2項に規定する手続が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第7条第5項及び第6項において同じ。）により処理された場合は、当該処理は、これらの規定によってなされたものとみなす。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条に定める種目及び第9条から第20条までに定める内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「によって」を「により」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「書類を」を「資料を」に、「これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）」を「市長」に、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費の」を「その旅費又は旅費に相当する金額の」に、「金額の」を「支給又は」に改め、同条第2項中「者は」を「旅行者は」に改め、同条第3項中「支払担当者等」を「市長」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料」に、「及び様式」を「又は記録事項」に、「前2項」を「第2項及び第3項」に改め、「期間」の次に「その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第11条を第7条とし、同条の次に次の4条を加える。

（旅費の種目）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及

び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。この場合において、第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。この場合において、第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。この場合において、第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第12条から第20条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額（第3号に掲げる費用の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める額）の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 職員又は職員の親族等が所有する自家用自動車（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第7条の規定により割賦販売業者に未だ所有権が留保されているもの及びリース契約により使用权のあるものを含む。）を利用して移動する費用として規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下ア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第21条中「の職務にある」を「に属する」に、「前各条」を「第9条から前条まで」に改める。

第22条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第25条中「この条例の実施について」を「この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の実施のため」に改め、同条を第28条とする。

第24条中「任命権者」を「市長」に改め、同条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給

を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第23条中「任命権者」を「市長」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、規則で定める旅費を支給することができる。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条各号、第10条各号、第11条各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を削る。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（重複支給の禁止）

第4条 市の職員（特別職の職員を除く。）が特別職の職員を兼ねる場合には、報酬を支給しない。ただし、一般職の職員がその正規の勤務時間以外の時間に規則で定める特別職の職員の職務を行った場合は、この限りでない。

（費用弁償）

第5条 特別職の職員が公務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 特別職の職員（第1条の2第23号及び第43号から第58号までに掲げる者を除く。）が招集に応じ、市の区域内において会議に出席した場合又は職務に従事した場合における旅費の支給額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1日当たりの定額とする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により支給する旅費の額については、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第1条に規定する市長等に支給する旅費の例による。

4 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により支給する旅費については、上尾市職員の旅費に関する条例（昭和49年上尾市条例第9号）第3条第1項に規定する一般職の職員に支給する旅費の例による。

第6条中「費用弁償の支給方法」を「旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則」に、「施行に関し」を「実施のため」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第3条 証人等の実費弁償に関する条例（昭和37年上尾市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表により」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する実費弁償の額は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

第 2 条を次のように改める。

(実費弁償の返納)

第 2 条 前条第 1 項各号に掲げる者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して実費弁償の支給を受けた場合には、当該実費弁償を返納させなければならない。

別表を削る。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 4 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(旅費)

第 6 条 市長等が公務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

2 上尾市職員の旅費に関する条例（昭和 4 9 年上尾市条例第 9 号）第 3 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 6 条から第 1 5 条まで、第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 2 条から第 2 5 条まで並びに第 2 7 条の規定は、前項の規定による旅費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

本則に次の 1 条を加える。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

別表を削る。

(上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 5 条 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(費用弁償)

第 6 条 議員等が職務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 議員等が議会の招集に応じて会議に出席した場合又は常任委員会、議

会運営委員会若しくは特別委員会に出席した場合（上尾市議会委員会条例（昭和45年上尾市条例第19号）第15条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。）における旅費の支給額は、1日につき2,000円とする。

- 3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により支給する旅費については、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第1条に規定する市長等に支給する旅費の例による。
別表を削る。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（旅費）

第6条 教育長が公務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額については、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第1条に規定する市長等に支給する旅費の例による。

- 3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により支給する旅費については、上尾市職員の旅費に関する条例（昭和49年上尾市条例第9号）第3条第1項に規定する一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する外国旅行の旅費のうち赴任の場合に支給されることとなる旅費」を「上尾市職員の旅費に関する条例（昭和49年上尾市条例第9号）に規定する赴任」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上尾市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の旅費に関する条例(以下「新旅費条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の上尾市職員の旅費に関する条例(以下「旧旅費条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新旅費条例第27条の規定は、新旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第2条の規定による改正後の上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例（以下「新特別職報酬条例」という。）第5条の規定は、施行日以後に同条第3項においてその例によることとされる新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新特別職報酬条例第5条第3項においてその例によることとされる新旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行に係る費用弁償の支給について適用し、施行日前に第2条の規定による改正前の上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「旧特別職報酬条例」という。）第5条第3項においてその例によることとされる旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧特別職報酬条例第5条第3項においてその例によることとされる旧旅費条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発した旅行に係る費用弁償の支給については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧特別職報酬条例第5条第3項においてその例によることとされる旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧特別職報酬条例第5条第3項においてその例によることとされる旧旅費条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第5条第3項においてその例によることとされる新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新特別職報酬条例第5条第3項においてその例によることとされる新旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行に係る費用弁償の支給については、新特別職報酬条例第5条の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 7 新特別職報酬条例第1条に規定する特別職の職員が施行日前に招集に応じ、市の区域内において会議に出席したとき、又は職務に従事したときに係る費用弁償の支給については、旧特別職報酬条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第3条の規定による改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に市の機関の請求により出頭し、又は参加した者に対して支給する実費弁償について適用し、施行日前に市の機関の請求により出頭し、又は参加した者に対して支給する実費弁償については、なお従前の例によ

る。

（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第4条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例第6条の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

（上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 第5条の規定による改正後の上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条の規定は、施行日以後に議会の招集に応じて会議に出席した場合又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席した場合（上尾市議会委員会条例（昭和45年上尾市条例第19号）第15条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。以下この項において同じ。）及び施行日以後に完了する旅行を行った場合に係る費用弁償（旅行を行った場合にあっては、当該旅行のうち施行日以後の期間に対応する分に限る。）の支給について適用し、施行日前に議会の招集に応じて会議に出席した場合又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席した場合及び施行日前に出発した旅行を行った場合に係る費用弁償（旅行を行った場合にあっては、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分に限る。）の支給については、なお従前の例による。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 第6条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。